

須坂市D X推進計画策定等支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

2 0 2 5 年 5 月

須 坂 市

1 事業目的

本市はデジタル技術を有効活用し、市民生活の質を向上させるための「DX 推進計画」を策定し、令和7年度中に DX 推進のための具体的な事業の検討を開始することを目指している。

本業務は、専門的知識及び経験を有する外部の専門組織等に、本市に伴走しながら DX 推進戦略の策定支援並びに本市において実施すべき DX 推進に係るアドバイザー支援業務を委託するものである。

2 事業概要

(1) 名称

須坂市DX推進計画策定等支援業務委託

(2) 事業内容

須坂市DX推進計画策定等支援業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から2026年3月31日まで

(4) 事業上限額

3,052,500 円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%で算出。）

3 参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時点において、須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録があり、本市より入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 他自治体で本事業に類する事業の実績があること。
- (7) 消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。

4 スケジュール

提案参加者の募集開始	2025年5月2日(金)
質問書受付期間	2025年5月2日(金)～2025年5月12日(月)
質問書回答	2025年5月15日(木)

参加申込書等提出期間	2025 年 5 月 2 日(金)～2025 年 5 月 21 日(水) ※必着
参加承認通知等	2025 年 5 月 23 日(金)までに随時 ※電子メールにより通知
企画提案書等提出締め切り	2025 年 5 月 30 日(金) ※必着
評価・選考	2025 年 6 月上旬
選考結果通知	2025 年 6 月上旬～中旬 ※電子メールにより通知（市ホームページにも掲載）
契約交渉	2025 年 6 月中旬～下旬
業務委託契約締結	契約交渉終了後

5 須坂市が提供する資料等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領
- (2) 須坂市DX推進計画策定等支援業務委託仕様書
- (3) 【別紙1】市民アンケート調査票案
- (4) 【別紙2】DX人材の在り方について
- (5) 【別紙3】業務効率化における庁内アンケート
- (6) 参加申込書（様式1）
- (7) 参加辞退届（様式2）
- (8) 質問書（様式3）

6 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限
2025 年 5 月 21 日(水) 17 時必着
- (2) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式1） 1 部
 - ② 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し 1 部
 ※申し込み後、辞退する場合は参加辞退届（様式2）を提出すること。
- (3) 提出方法
持参または郵送（書留郵便に限る）

7 質問書の提出

- (1) 提出期限
2025 年 5 月 12 日(月) 17 時必着
※質問期限を過ぎた問い合わせには、原則として回答しない。

(2) 提出書類

質問書（様式 3）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 回答について

- ・回答は 2025 年 5 月 15 日（木）までに行う。
- ・回答は質問者匿名にて須坂市ホームページ上で回答を掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

2025 年 5 月 30 日（金） 17 時必着

(2) 提出書類

次の書類について正本 1 部、副本 6 部を準備すること

- ① 企画提案書
- ② 見積書

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

(4) 企画提案書の留意事項

- ① 様式は任意とするが、A 4 横版で作成し、提案書ページ数の上限を 20P とすること。
- ② 次の内容を盛り込んだ独自の提案とすること。
 - ア 会社概要
 - イ 他自治体における類似事業実績（実施年度、事業概要等）
 - ウ 実施スケジュール
 - エ 実施体制、本市との役割分担
 - オ 進捗の管理・報告方法
 - カ DX 推進計画作成支援業務の進め方と素案イメージ
 - キ DX 推進に係るアドバイザー支援業務の進め方
 - ク その他（提案者独自の企画、アイディア、PR ポイント等）
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消すとともに、虚偽の記載をした会社について指名停止を行う場合がある。
- ④ 企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する場合があるため、期間に余裕をもった提出を行うこと。
- ⑤ 電子データ（PDF 形式）でも提出すること。
- ⑥ 企画提案書の提出期限後、内容について本市から問い合わせする場合がある。その際には速やかに対応すること。

(5) 見積書の留意事項

様式は任意とするが、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

9 契約候補者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

- (1) 須坂市DX推進計画策定等支援業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、企画提案書等提出書類の内容を基に選考を実施する。
- (2) 参加資格者から期限までに提出された書類にもとづいて、須坂市が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。
- (3) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約候補者となることのできる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- (4) 審査方法は、下記「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。

・審査基準表

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	本業務の委託を請け負うに足る関連業務の受託実績を有しているか。	10/100
業務体制	業務内容に対して必要な経験・能力を有する担当者が確保されているか。	10/100
業務方針	本業務の目的、内容が十分理解できているか。	10/100
企画提案内容	本市の現状と課題について理解し、課題の解決方法について適切な提案がなされているか。	20/100
	本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。	10/100
	先進的な知見や知識、ノウハウに裏付けされた提案がなされているか。	20/100
	仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか。	10/100
見積価格	見積金額、見積内容が適正であるか。	10/100
合計		100/100

10 選定結果の通知

選定結果については、電子メールにて提案者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。なお、審査結果に異議を申し出ることとはできないものとする。

11 業務委託契約

契約候補者と交渉を行い、内容・契約額について合意の上、随意契約により契約を締結する。

12 その他

- (1) 企画提案書などの作成経費や旅費、提出に要する費用等、本プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しない。
- (4) 業務の実施については、企画提案書の内容を基本とするが、契約書の範囲内で担当部局と打ち合わせを実施しながら作業を進める。
- (5) 企画提案の取り扱いは次のとおりとする。
 - ① 企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
 - ② 採用企画提案の使用権は、須坂市に帰属する。
- (6) 以下の条件の一つに該当する場合は、失格となることがある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - ② 提案内容の全部または、一部が本仕様書に適合しない場合。
 - ③ 提案内容に虚偽が認められた場合。
 - ④ 審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作を行った場合。
 - ⑤ 本仕様書に定める手続き以外の方法により、選定委員または、関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

13 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市 総務部 政策推進課デジタル活用推進室（市役所本庁舎 2 階）

担当：村石 英児（課長） 伊藤 陽平（担当者）

電話：026-248-9017（課専用）

電子メール：digital@city.suzaka.nagano.jp